

注目

貸会議室が600円から利用できます！

エポック10登録団体募集中！

豊島区立男女平等推進センター（エポック10）では登録団体を募集しています。

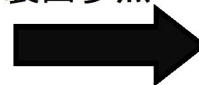
エポック10登録団体になると次のようなメリットがあります。

エポック10登録団体のメリット

- ①エポック10研修室が、基本使用料の約40%の料金で利用できます。
 - ②登録団体が企画した講座を、区と共同で開催することができます。
 - ③男女共同参画週間などの区民企画事業を、
区や他の登録団体と協力開催することができます。
 - ④ロッカーが無料で利用できます。
- 希望調査をもとに、毎年度抽選により貸出を決定します。



登録要件等は
裏面参照



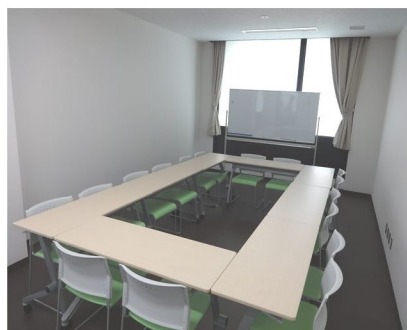
研修室 1

	一般料金		割引後料金
午前	1,700 円	→	600 円
午後	2,300 円	→	900 円
夜間	1,700 円	→	600 円

研修室 2

	一般料金		割引後料金
午前	3,100 円	→	1,200 円
午後	4,200 円	→	1,600 円
夜間	3,100 円	→	1,200 円

研修室 1
定員：約20名



研修室 2
定員：約40名



申請窓口
お問い合わせ

豊島区総務部男女平等推進センター（エポック10）
〒171-0021 豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ（IKE・Biz）3階
TEL 03-5952-9501 FAX 03-5391-1015 Eメール A0029117@city.toshima.lg.jp
月～金曜日 9:00～17:00 （※毎月最終月曜日は休館）

エポック10登録団体の登録要件

登録には次の要件を満たしていることが必要です。（要件審査があります。）

- ①構成員が5人以上であること。
- ②区内に在住、在勤若しくは在学の構成員が全体の半数以上を占めていること
又は代表者が区内に在住、在勤若しくは在学のいずれかであること。
- ③女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会の実現を図ることを活動目的とし、事業及び活動計画を有すること。
- ④営利活動、政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。

登録手続きに必要な書類

次の①~⑧の書類をご提出下さい。

- ①男女平等推進センター利用者登録申請書（エポック10登録団体用）
- ②活動計画書（今後1年間の活動に関する計画）
- ③活動報告書（過去3年間の活動に関する報告）
- ④構成員名簿
- ⑤（署名）男女平等推進センター（エポック10）ご利用にあたって
- ⑥団体活動情報
- ⑦団体規約または会則
- ⑧申請者の本人確認書類のコピー

申請方法

原則、郵送または直接窓口にてご提出ください。

（Eメールでのご提出も可能ですが、名簿等に個人情報が含まれておりますので、提出に際しましては十分ご注意ください。）

登録期間

エポック10登録団体の有効期間は、登録承認日から数えて3年度目の年度末（3月31日）までとなります。引き続きエポック10登録団体として利用を希望する場合、更新の手続きが必要です。

更新手続きの際は、「登録手続きに必要な書類」項目に記載する1~8の書類のうち、「⑦団体規約または会則」と「⑧申請者の本人確認書類のコピー」の2点を除く、6つの書類をご提出ください。

その他

登録後、団体規約、代表者などに変更があった場合は、その都度報告してください。また、団体が解散したり、登録の取り消しをする場合は、その旨を届け出てください。